

一般社団法人 東京技術士会 SIG技術評価センター 業務契約書

株式会社 (以下、甲という)は、技術評価業務について一般社団法人東京技術士会SIG技術評価センター(以下、乙という)に委託するにあたって、以下のとおり契約を締結した。

(定義)

第1条 技術評価業務とは、委託者である甲の要請に応じ、技術に係る評価を行う業務をいう。

(技術評価業務の受託)

第2条 甲は以下の技術評価業務について乙に委託し、乙は技術評価業務を受託する。

本契約書に係る技術評価業務は、
“ の検討について”とする。

(実施基準)

第3条 甲および乙は、技術評価業務の受託および実施において、次の各号を満たしていることを確認する。

- (1) 日本国の法律に反しないこと
- (2) 著しく社会通念や公序良俗に反しないこと
- (3) 技術士の倫理に反しないこと

(技術評価業務の実施)

第4条 技術評価センターは、技術評価業務委託契約成立したときは可及的速やかに業務担当者(グループ)を選任し、技術評価業務規則に従って技術評価業務を実施する。

(権限と責任)

第5条 技術評価センターは、業務契約に示すように以下の権限と責任を有する。

(1) 技術評価センターは、技術評価業務規則に沿った技術評価業務に関し、一般社団法人東京技術士会SIG技術評価センターとして報告書を提出することができる。

(2) 技術評価センターは、技術評価業務規則に沿った技術評価業務に関し、報告書に関する技術的内容について責任を負う。

(3) 技術評価センターおよび一般社団法人東京技術士会は、報告書による影響等として一般的な財産等に対する影響等、産業所有権等の知的財産等に対する影響、法的影響等、人命への影響等の一切の波及に関する責任を負わない。

(実施と報告)

第6条 乙の技術評価担当グループは、速やかに技術評価業務を実施し乙の承認を経て報告書を提出する。

(対価と請求)

第7条 乙は、甲の了承の後に技術評価業務対価(公益社団法人日本技術士会が定める技術士報酬規定)を請求し、甲は請求を受けた月末締め翌月末までに銀行口座(一般社団法人東京技術士会SIG技術評価センター、××銀行、口座番号12345678)に振り込むことによって支払う。

(守秘義務)

第8条 乙はその技術評価業務に関して知りえた秘密について、技術士法に定めるところにより守秘義務を負う。業務終了後も守秘義務は継続するものとする。

(その他)

第9条 本契約書に定めのない事項について疑義が生じた時は、甲乙誠意を持って解決するものとする。

甲乙は本契約の証しとして、本契約書を2通作成し記名捺印しそれぞれ1通を有するものとする。

平成 21年 月 日

甲

乙

〒177-0044 東京都練馬区上石神井3丁目2番32号
一般社団法人東京技術士会SIG技術評価センター
代表幹事 平野輝美